

福井女子中学生殺人事件の早期無罪判決を求める要請書

名古屋高等裁判所金沢支部第2部
裁判長 増田 啓祐 殿

10月23日に示された第2次再審開始判断が検察の異議申し立て断念により確定しました。前川さんは逮捕されて37年もの間苦しみ続けてきました。1審福井地裁は、「関係者らの証言は信用できない」として無罪判決としましたが、2審名古屋高裁金沢支部は、「関係者らの証言の大要が一致している」という理由だけで逆転有罪判決を言い渡し、最高裁が上告を棄却したため、前川さんは服役を余儀なくされました。また、第1次再審請求も、名古屋高裁金沢支部は再審開始を決定しましたが、名古屋高裁本庁が再審開始を取り消し、最高裁は特別抗告を棄却しました。

本事件は、捜査に行き詰まった捜査機関が、別件勾留中の暴力団組員による減刑目的での虚言を利用して「目撃供述」を捏造し、検察もそれらを知りながら隠蔽した冤罪事件であることは再審請求審の中の287点の証拠開示の中でも明らかになりました。検察側に新たに証拠開示させた捜査書類などから、有罪判決の根拠となった知人の目撃証言は信用できないとの捜査員のメモなど調書に疑いが生じたことを指摘。もともと物証がない「脆弱な証拠構造」にあって、これらの証拠は再審開始に必要な「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠に当たる」と認めました。関係者の証人尋問では嘘の証言をさせるために罪の軽減や飲食等の優遇をしていたなど、知人供述に誘導の疑いがあることも明らかになりました。また、証言の中での事件当日を示すテレビ番組の放映日時が違っていたことを1989年1月（事件の2年後）からわかっていながら捜査当局が隠し通していたことなど、そのとき明らかにしていれば前川さんの有罪判決はあり得なかったはずです。

請求審の中で裁判所は開示された証拠の中に検察が一審から隠してきた証言や、矛盾する客観証拠で前川さんの事件への関与に疑いがあるとしました。

いままで信じてもらえなかった。「私はやっていない！」と言う前川さんの真実の訴えを聞いてください。「無実の者は無罪に！」一日も早く裁判で無罪の判決を出されるよう切に要請する次第です。

氏 名	住 所

〒910-0026 福井市光陽 3 丁目 4-18 日本国民救援会福井県本部 TEL・FAX 0776-43-0854

前川彰司さんを守る福井の会

取り扱い団体 国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401
電話 052-684-5825 FAX 052-684-6355

